

みのり園デイサービスセンター運営規程

(平成13. 7. 30規程第9号)

施行 平成13. 9. 1

改正	平成13. 8. 29規程第21号	平成14. 3. 14規程第49号
	平成14. 9. 5規程第13号	平成14. 10. 18規程第19号
	平成15. 4. 21規程第5号	平成15. 5. 21規程第13号
	平成16. 1. 30規程第33号	平成16. 11. 30規程第17号
	平成17. 3. 29規程第24号	平成17. 9. 20規程第7号
	平成18. 4. 28規程第3号	平成21. 3. 27報告第7号
	平成21. 5. 22報告第1号	平成22. 3. 26規程第9号
	平成23. 6. 14報告第2号	平成24. 5. 25報告第1号
	平成25. 5. 23報告第1号	平成26. 7. 14報告第2号
	平成27. 6. 30報告第1号	平成28. 3. 23規程第11号
	平成29. 6. 13報告第1号	平成30. 3. 16報告第3号
	令和元. 6. 26報告第2号	令和2. 6. 12報告第2号
	令和3. 11. 15報告第3号	令和5. 3. 17規程第12号
	令和5. 11. 27規程第9号	令和6. 3. 17報告第6号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊田みのり福祉会（以下「法人」という。）が開設するみのり園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防通所介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 みのり園デイサービスセンター
- ② 所在地 愛知県豊田市中根町男松79番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 1名以上(常勤換算)
看護職員 1名以上(常勤換算)
介護職員 5.2名以上(常勤換算)
機能訓練指導員 1名以上(常勤換算)
従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介サービスの提供に当たる。
- ③ その他
運転手 1名以上(非常勤専従)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前10時から午後4時までとする。

(指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

- 1単位 40名(通常規模)

(指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の額とする。指定介護予防通所サービスの場合は、豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項に記載された額とし、当該指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護負担割合証に記載された割合に応じた額の額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴、特別浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ 運動器機能向上(介護予防)
- ⑦ 口腔機能向上(介護予防)

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び指定介護予防通所サービスに要

した送迎の費用は、次の額を徴収する。

- ① 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル未満 200円
- ② 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル以上 300円

3 食費は600円を徴収する。

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時における対応方法）

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- （4）上記（1）から（3）までを適切に実施するための担当者を置く。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、豊田市の別紙記載の区域とする。

（サービスの提供に当たっての留意事項）

第11条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービスを受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内

② 継続研修 年6回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議において定めるものとする。

附 則 この規程は平成13年9月1日から施行する。	附 則（平成13.8.29規程第21号） この規程は平成13年9月1日から施行する。
附 則（平成14.3.14規程第49号） この規程は平成14年4月1日から施行する。	附 則（平成14.9.5規程第13号） この規程は平成14年9月6日から施行する。
附 則（平成14.10.18規程第19号） この規程は平成14年10月1日から施行する。	附 則（平成15.4.21規程第5号） この規程は平成15年4月1日から施行する。
附 則（平成15.5.21規程第13号） この規程は平成16年4月1日から施行する。	附 則（平成16.1.30規程第33号） この規程は平成16年4月1日から施行する。
附 則（平成16.11.30規程第17号） この規程は平成16年12月1日から施行する。	附 則（平成17.3.29規程第24号） この規程は平成17年4月1日から施行する。
附 則（平成17.9.20規程第7号） この規程は平成17年10月1日から施行する。	附 則（平成18.4.28規程第3号） この規程は平成18年4月1日から施行する。
附 則（平成21.3.27報告第3号） この規程は平成20年11月1日から施行する。	附 則（平成21.5.22報告第1号） この規程は平成21年4月1日から施行する。
附 則（平成22.3.26規程第9号） この規程は平成22年4月1日から施行する。	附 則（平成23.6.14報告第2号） この規程は平成23年6月1日から施行する。
附 則（平成24.5.25報告第1号） この規程は平成24年4月1日から施行する。	附 則（平成25.5.23報告第1号） この規程は平成25年4月1日から施行する。
附 則（平成26.7.14報告第1号） この規程は平成26年6月1日から施行する。	附 則（平成27.6.30報告第1号） この規程は平成27年6月1日から施行する。
附 則（平成28.3.23規程第11号） この規程は平成28年4月1日から施行する。	附 則（平成29.6.13報告第1号） この規程は平成29年6月1日から施行する。
附 則（平成30.3.16規程第3号） この規程は平成30年4月1日から施行する。	附 則（令和元.6.26報告第2号） この規程は令和元年6月1日から施行する。
附 則（令和2.6.12報告第2号） この規程は令和2年6月1日から施行する。	附 則（令和3.11.15報告第3号） この規程は令和3年4月1日から施行する。
附 則（令和5.3.17規程第12号） この規程は令和5年4月1日から施行する。	附 則（令和5.11.27規程第9号） この規程は令和5年12月1日から施行する。
附 則（令和6.3.17報告第6号） この規程は令和5年12月1日から施行する。	